

佐賀県経常建設共同企業体資格審査要領

経常建設共同企業体の資格審査に当たっては、次の要領により行う。

1 構成員の適格性の審査

経常建設共同企業体の構成員全員について、不誠実な行為の有無及び経営状態等に関する適格性の審査を行う。

2 経常建設共同企業体の施行能力の審査

構成員の入札参加資格申請時の経営事項評価点数（経営事項審査）及び技術等評価点数により、建設業法第 27 条の 23 第 3 項に基づく建設省告示第 1461 号（平成 6 年 6 月 8 日）に準じ、次のとおり経常建設共同企業体の施行能力の審査を行う。

(1)経営事項評価点数（経営事項審査）

ア 経営規模（X1 及び X2）は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和により審査する。

イ 経営状況（Y）の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

ウ 技術力（Z）は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数のそれぞれの和により審査する。

エ その他の評価項目（W）の評点は、各構成員について算定されるその他の評価項目（社会性等）の評点の平均値によるものとする。

(2)技術等評価点数

技術等評価点数は工事施工成績、その他の技術等評価項目の合計点数とし、各技術等評価項目の点数は、経常建設共同企業体を単体企業とみなして算定される点数によるものとする。

3 等級決定基準及び等級査定基準

経常建設共同企業体の等級決定基準点及び等級査定基準は、単体企業に適用する基準と同様とする。

4 この要領は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。